

四半期報告書

(第17期第3四半期)

自 平成21年10月 1日
至 平成21年12月31日

株式会社ガーラ

東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第 1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	2
第 2	事業の状況	3
1	生産、受注及び販売の状況	3
2	事業等のリスク	4
3	経営上の重要な契約等	5
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第 3	設備の状況	8
第 4	提出会社の状況	9
1	株式等の状況	9
(1)	株式の総数等	9
(2)	新株予約権等の状況	10
(3)	ライツプランの内容	28
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	28
(5)	大株主の状況	28
(6)	議決権の状況	29
2	株価の推移	29
3	役員の状況	30
第 5	経理の状況	31
1	四半期連結財務諸表	32
(1)	四半期連結貸借対照表	32
(2)	四半期連結損益計算書	34
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	36
	継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	38
	四半期連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項等の変更	38
	追加情報	38
	注記事項	39
	(四半期連結貸借対照表関係)	39
	(四半期連結損益計算書関係)	40
	(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	41
	(株主資本等関係)	42
	(セグメント情報)	43
	事業の種類別セグメント情報	43
	所在地別セグメント情報	43
	海外売上高	45
	(有価証券関係)	46
	(デリバティブ取引関係)	46
	(ストックオプション等関係)	46

(企業結合等関係)	47
(1株当たり情報)	48
(重要な後発事象)	50
(リース取引関係)	50
2 その他	50
第二部 提出会社の保証会社等の情報	51

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【四半期会計期間】	第17期第3四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社ガーラ
【英訳名】	GALA INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 菊川 暁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号
【電話番号】	03(5778)0321（代表）
【事務連絡者氏名】	グループCFO 櫻井 祐一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号
【電話番号】	03(5778)0321（代表）
【事務連絡者氏名】	グループCFO 櫻井 祐一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第3四半期連結 累計期間	第17期 第3四半期連結 累計期間	第16期 第3四半期連結 会計期間	第17期 第3四半期連結 会計期間	第16期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（千円）	3,077,019	3,140,087	1,011,063	1,114,639	4,071,195
経常利益（千円）	504,678	250,036	220,160	94,789	643,180
四半期（当期）純利益 （千円）	294,429	137,689	131,018	77,695	328,890
純資産額（千円）	—	—	2,511,424	3,417,029	2,533,639
総資産額（千円）	—	—	3,348,882	4,601,611	3,452,280
1株当たり純資産額（円）	—	—	24,540.31	30,574.01	24,591.75
1株当たり四半期（当期）純利益 （円）	3,131.66	1,352.71	1,333.79	731.38	3,459.96
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	3,091.74	1,338.85	—	728.03	3,428.01
自己資本比率（％）	—	—	72.0	70.6	70.0
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	694,009	306,668	—	—	1,044,711
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△429,114	△915,384	—	—	△575,245
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△18,987	△780,487	—	—	△18,638
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	658,068	1,045,015	851,098
従業員数（人）	—	—	306	430	331

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第16期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社においても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	433
---------	-----

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	17
---------	----

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注実績については、当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
オンラインゲーム事業 (千円)	1,018,773	113.3%
データマイニング事業 (千円)	73,687	98.4%
コミュニティ・ソリューション事業 (千円)	22,178	59.5%
合計 (千円)	1,114,639	110.2%

(注) 1. サービス間の取り引きについては相殺消去をしております。

2. 記載金額に消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における当社グループのおかれる、インターネット業界におきましては、各国においてブロードバンドの普及を背景に、個人の生活にインターネットが浸透し、オンラインゲームの利用者数、ブログやSNSなどを利用した個人からの情報発信が増加し続けております。

当社グループの当第3四半期連結会計期間における業績の概況は以下のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間の連結売上高は、1,114,639千円（前年同四半期比 10.2%増）となり、円高の影響や日米における伸び悩みはあったものの、増収となりました。

一方、今後の収益拡大に備えた人件費や販売促進費の増加等により販売費及び一般管理費が増加した結果、営業利益は 99,315千円（前年同四半期比 54.6%減）、経常利益94,789千円（前年同四半期比 56.9%減）、連結四半期純利益 77,695千円（前年同四半期比 43.3%減）となりました。

また、売上高におきましては、オンラインゲーム事業の構成比率が 91.4%（前年同四半期比 2.5%増）となり、さらに海外売上高の構成比が 85.3%（前年同四半期比 6.1%増）となり、グループの収益構造は前連結会計年度に引き続き変動いたしました。

①オンラインゲーム事業

オンラインゲーム事業におきましては、引き続き、当社グループ会社開発のゲームである「Flyff Online」（フリフ オンライン）、「Rappelz」（ラペルズ）のサービス提供を行い、当第3四半期連結会計期間において、「Rappelz」のポーランドの展開を開始いたしました。また、新しく他社開発の大型タイトルゲームのライセンス契約を締結し、今後の収益拡大のための投資を積極的に行うとともに、当第4四半期連結会計年度に投入予定である大型タイトルの準備を行いました。当第3四半期連結会計期間は日米での競争激化による伸び悩みの状況が続いたものの、欧州地域で引き続き好調を維持したことに加え、新規進出したトルコやポーランドの売上も徐々に寄与し始めた結果、売上高に関しては前期比増収となりました。

当第3四半期連結会計期間のオンラインゲーム事業の売上高は、1,018,773千円（前年同四半期比 13.3%増）となりました。

②データマイニング事業

インターネット上のリスク情報を収集し報告するモニタリングサービスにつきましては、景気減速の影響を受けた結果、当第3四半期連結会計期間におきまして減収となりました。データマイニング事業の当第3四半期連結会計期間の売上高は、73,687千円（前年同四半期比 1.6%減）となりました。

③コミュニティ・ソリューション事業

オンライン・コミュニティの運営受託やウェブサイトの構築・運営を受託する当該事業においては、国内子会社がサービスを提供していますが、コミュニティ受託の終了などを受けて、コミュニティ・ソリューション事業の当第3四半期連結会計期間の売上高は、22,178千円（前年同四半期比 40.5%減）となりました。

各所在地別セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

①日本

当社及び連結子会社による売上高は、179,653千円（前年同四半期比 33.9%減）（内部取引を含む）、営業損失84,820千円（前年同四半期営業損失 57,979千円）（内部取引を含む）となりました。

②米国

連結子会社Gala-Net Inc. による売上高は259,572千円（前年同四半期比 10.0%減）（内部取引を含む）、営業利益が11,913千円（前年同四半期比 51.5%減）（内部取引を含む）となりました。

③欧州（アイルランド）

連結子会社Gala Networks Europe Ltd. による売上高は589,433千円（前年同四半期比 41.8%増）、営業利益が80,356千円（前年同四半期比 25.9%減）（内部取引を含む）となりました。

④韓国

連結子会社であるAeonsoft Inc. と nFlavor Corp. の売上高は322,297千円（前年同四半期比 3.6%増）（内部取引を含む）、営業利益90,266千円（前年同四半期比 33.6%減）（内部取引を含む）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、第2四半期連結会計期間末残高に比べて482,633千円減少し、1,045,015千円となりました。

①営業活動によるキャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、得られた資金が97,346千円（前年同四半期は362,801千円の獲得）となりました。収入の主な内訳は減価償却費73,915千円やのれん償却額38,716千円であり、支出の主な内訳は、役員退職慰労引当金の減少111,264千円や法人税等の支払額91,231千円であります。

②投資活動によるキャッシュ・フローの状況

投資活動によるキャッシュ・フローは、420,968千円の資金使用（前年同四半期は133,854千円の使用）となり、これは主に固定資産の取得によるものであります。

③財務活動によるキャッシュ・フローの状況

財務活動によるキャッシュ・フローは、156,862千円の資金使用（前年同四半期は15,997千円の使用）となりました。これは主に短期借入金の返済による支出によるものであります。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループでは、以前から進めてきております収益構造の転換が進んだことにより、収益の事業構成比が大きく変動いたしました。

当社グループは、今後も継続的な収益の見込めるオンラインゲーム事業の拡大に努めてまいります。オンラインゲーム事業におけるサービス提供準備や課金のスケジュールが遅延する等の変動要因が、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

また、オンラインゲーム事業拡大に伴う資本提携により当社グループの構成や損益構成の変化が、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、「オンライン・コミュニティ」を中心としてビジネス展開を行い、継続的な収益の拡大を実現するため、オンラインゲーム事業を中心にグローバルなビジネス展開を推進し、世界規模のビジネスネットワークの構築にむけて取り組んでまいります。

オンラインゲーム事業におきまして北米・欧州のPC向けオンラインゲーム市場は引き続き拡大することが見込まれており、また、他地域でもオンラインゲーム市場の増加が見込まれる地域において、当社グループとして、連結子会社の提供するオンラインゲームタイトルの増加、連結子会社が開発したオンラインゲームの他地域へのライセンス展開を行っていく予定であります。

（5）経営者の問題認識と今後の方針について

インターネット環境が日々進化し普及率が高まるにつれて、企業においてもインターネットを活用したマーケティング活動の重要性が高まっており、特にインターネット上の口コミについてのマーケティング利用が注目されてきております。また、個人消費者におけるインターネット環境が向上し、人々の関わり方にも変化がもたらされています。

当社グループにおきましても、オンラインゲームを中核とするオンライン・コミュニティを中心としたビジネスをグローバルに展開し、リーディングカンパニーとなるための競争優位性の確立期と認識しております。

中長期的には以下の戦略において事業展開を計画しております。

①オンラインゲーム事業

欧米言語圏（主な地域としては、北米、欧州、南米）でのMMORPGを中心としたゲームポータルサービスの確立を目指します。今後もグループ会社を中心に優良なオンラインゲームを開発し、サービス提供することにより、継続的かつ高収益を目指し、グローバルなオンラインゲームカンパニーの地位の早期確立を目指します。

②データマイニング事業

当社グループの提供するデータマイニングの収益及び販売体制の拡大を目指します。

リスクモニタリングサービスにおいては、現在シェアNo.1のサービスとなっておりますが、サービスの品質向上に努め、更なる収益の拡大を図ってまいります。

③コミュニティ・ソリューション事業

当社グループの提供するコミュニティのソリューションビジネスにおける更なる拡充及び効率化を目指します。「オンライン・コミュニティ」の確立により派生する新たなサービスを、既存のサービスと相互に関与させることにより、当社グループのビジネスへの展開を目指しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	392,920
計	392,920

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	106,230	106,230	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マー ケット「ヘラクレス」	当社は単元株 制度は使用し ておりませ ん。
計	106,230	106,230	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権
平成18年6月27日定時株主総会特別決議及び平成18年7月4日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	490 (注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	102,547 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月27日 至平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102,547 資本組入額 51,274
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数となる。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

②会社法に基づき発行した新株予約権

平成18年6月27日定時株主総会特別決議及び平成18年7月4日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	310 (注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	310 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	102,547 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月27日 至平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102,547 資本組入額 51,274
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

③会社法に基づき発行した新株予約権

平成19年6月23日定時株主総会特別決議及び平成19年8月15日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	80 (注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	114,650 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成23年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 114,650 資本組入額 57,325
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④会社法に基づき発行した新株予約権

平成19年6月23日定時株主総会特別決議及び平成19年8月15日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	234 (注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	114,650 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成23年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 114,650 資本組入額 57,325
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑤会社法に基づき発行した新株予約権

平成20年6月28日定時株主総会特別決議及び平成20年7月30日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,910 (注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,910 (注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48,000 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年8月16日 至平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 48,000 資本組入額 24,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑥会社法に基づき発行した新株予約権

平成20年6月28日定時株主総会特別決議及び平成20年7月30日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,265 (注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,265 (注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48,000 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年8月16日 至平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 48,000 資本組入額 24,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑦会社法に基づき発行した新株予約権

平成20年6月28日定時株主総会特別決議及び平成20年11月13日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	565 (注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	565 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,973 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年11月21日 至平成26年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,973 資本組入額 25,487
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を

調整するものとする。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑧会社法に基づき発行した新株予約権

平成21年6月27日定時株主総会特別決議及び平成21年7月15日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	120 (注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	97,700 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成23年7月31日 至平成27年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 97,700 資本組入額 48,850
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を

調整するものとする。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑨会社法に基づき発行した新株予約権

平成21年6月27日定時株主総会特別決議及び平成21年7月15日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	500 (注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	97,700 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成23年7月31日 至平成27年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 97,700 資本組入額 48,850
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を

調整するものとする。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	106,230	—	2,171,582	—	700,041

- (5) 【大株主の状況】
大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第3四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 106,230	106,230	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	106,230	—	—
総株主の議決権	—	106,230	—

② 【自己株式等】

当第3四半期会計期間末において、自己株式は保有しておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	39,000	46,500	80,500	97,700	108,700	84,200	73,400	55,600	58,000
最低 (円)	34,750	37,000	46,450	70,000	80,600	68,300	56,000	38,400	41,750

(注) 株価は、大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マーケット—「ヘラクレス」) におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	グループ C S O	キム・グァンヨル Kwang Yeol Kim	平成22年 2月10日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,045,015	720,265
受取手形及び売掛金	176,863	188,060
預け金	36,955	141,644
その他	322,550	112,549
貸倒引当金	△2,300	△1,434
流動資産合計	1,579,085	1,161,086
固定資産		
有形固定資産	※1 281,062	※1 188,145
無形固定資産		
ソフトウェア	1,115,153	823,615
のれん	1,001,876	1,118,026
その他	353,361	57,326
無形固定資産合計	2,470,391	1,998,969
投資その他の資産		
破産更生債権等	155,000	155,000
その他	271,071	104,079
貸倒引当金	△155,000	△155,000
投資その他の資産合計	271,071	104,079
固定資産合計	3,022,526	2,291,194
資産合計	4,601,611	3,452,280
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	62,085	70,112
短期借入金	54,834	123,100
1年内返済予定の長期借入金	100,008	—
前受金	139,950	93,092
未払法人税等	14,474	94,855
決済キャンセル引当金	2,597	2,638
賞与引当金	50,988	13,822
その他	399,046	281,525
流動負債合計	823,984	679,147
固定負債		
長期借入金	149,988	—
退職給付引当金	70,548	43,489
役員退職慰労引当金	—	55,823
その他	140,060	140,180
固定負債合計	360,597	239,493
負債合計	1,184,581	918,641

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,171,582	1,860,431
資本剰余金	700,041	1,281,203
利益剰余金	701,444	△328,558
株主資本合計	3,573,067	2,813,076
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	816	66
為替換算調整勘定	△326,007	△397,495
評価・換算差額等合計	△325,191	△397,428
新株予約権	154,136	110,356
少数株主持分	15,017	7,635
純資産合計	3,417,029	2,533,639
負債純資産合計	4,601,611	3,452,280

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	3,077,019	3,140,087
売上原価	429,547	482,580
売上総利益	2,647,471	2,657,506
販売費及び一般管理費	※1 2,127,568	※1 2,361,421
営業利益	519,903	296,084
営業外収益		
受取利息	5,329	8,044
その他	11,377	815
営業外収益合計	16,707	8,860
営業外費用		
支払利息	10,941	15,899
為替差損	8,841	36,099
株式交付費	9,329	—
その他	2,819	2,908
営業外費用合計	31,932	54,908
経常利益	504,678	250,036
特別利益		
固定資産売却益	644	56
契約解除益	26,761	9,479
特別利益合計	27,406	9,535
特別損失		
固定資産除却損	227	418
減損損失	26,028	—
契約解除損失	—	12,907
持分変動損失	574	—
訴訟和解金	13,789	—
特別損失合計	40,619	13,325
税金等調整前四半期純利益	491,465	246,246
法人税、住民税及び事業税	153,329	107,186
法人税等調整額	46,041	△5,050
法人税等合計	199,371	102,135
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△2,335	6,421
四半期純利益	294,429	137,689

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	1,011,063	1,114,639
売上原価	130,436	180,711
売上総利益	880,626	933,928
販売費及び一般管理費	※1 661,859	※1 834,613
営業利益	218,767	99,315
営業外収益		
受取利息	1,780	3,042
その他	10,678	159
営業外収益合計	12,459	3,202
営業外費用		
支払利息	2,846	5,339
為替差損	7,947	1,419
その他	272	968
営業外費用合計	11,066	7,727
経常利益	220,160	94,789
特別利益		
固定資産売却益	△72	56
契約解除益	26,761	23
役員退職慰労引当金戻入額	—	33,883
特別利益合計	26,689	33,963
特別損失		
固定資産除却損	△1	68
減損損失	26,028	—
契約解除損失	—	318
訴訟和解金	13,789	—
特別損失合計	39,815	387
税金等調整前四半期純利益	207,033	128,365
法人税、住民税及び事業税	66,768	46,301
法人税等調整額	2,683	3,240
法人税等合計	69,452	49,541
少数株主利益	6,562	1,129
四半期純利益	131,018	77,695

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	491,465	246,246
減価償却費	214,606	211,971
減損損失	26,028	—
のれん償却額	116,149	116,149
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,206	36,440
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	352	773
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	10,215	21,723
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	28,150	△60,349
株式報酬費用	37,117	54,211
受取利息及び受取配当金	△5,329	△8,044
支払利息	10,941	15,899
株式交付費	9,329	—
持分変動損益 (△は益)	574	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	△644	△56
有形固定資産除却損	227	217
無形固定資産除却損	—	200
契約解除益	△26,761	△9,479
契約解除損失	—	12,907
訴訟和解金	13,789	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△121,565	21,055
仕入債務の増減額 (△は減少)	△20,394	△8,198
前受金の増減額 (△は減少)	83,972	41,455
その他	2,696	△157,575
小計	874,127	535,549
利息及び配当金の受取額	5,059	7,906
利息の支払額	△9,414	△16,793
契約解除に伴う支出額	—	△12,587
訴訟和解金の支払額	△13,789	—
法人税等の還付額	231	5,524
法人税等の支払額	△162,204	△212,931
営業活動によるキャッシュ・フロー	694,009	306,668

(単位：千円)

	前第3 四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△64,471	△152,136
有形固定資産の売却による収入	1,338	257
無形固定資産の取得による支出	△354,803	△595,329
投資有価証券の取得による支出	—	△122,245
差入保証金の差入による支出	△8,066	△37,818
差入保証金の回収による収入	10,963	504
長期前払費用の取得による支出	△2,413	△337
貸付けによる支出	△9,597	△8,603
貸付金の回収による収入	849	1,247
その他	△2,914	△922
投資活動によるキャッシュ・フロー	△429,114	△915,384
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	△78,248
長期借入れによる収入	—	300,000
長期借入金の返済による支出	△12,680	△50,004
リース債務の返済による支出	—	△4,862
株式の発行による収入	679	618,822
株式の発行による支出	△9,329	—
新株予約権の買戻しによる支出	—	△5,220
少数株主からの払込みによる収入	2,343	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,987	780,487
現金及び現金同等物に係る換算差額	△105,011	22,146
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	140,896	193,916
現金及び現金同等物の期首残高	517,171	851,098
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 658,068	※1 1,045,015

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年12月31日)

(役員退職慰労金制度の廃止)

連結子会社の内、Aeonsoft Inc. では、平成21年12月16日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。これに伴い、役員退職慰労引当金残高を取崩し、第3四半期連結会計期間末より未支給の金額を固定負債の「その他」に計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 279,299千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 213,526千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 554,886千円	給料手当 670,639千円
賞与引当金繰入額 46,330	賞与引当金繰入額 56,423
退職給付引当金繰入額 11,894	退職給付引当金繰入額 16,209
役員退職慰労引当金繰入額 23,966	役員退職慰労引当金繰入額 17,030
貸倒引当金繰入額 1,144	貸倒引当金繰入額 1,560
減価償却費 39,813	減価償却費 40,632
ソフトウェア償却費 118,535	ソフトウェア償却費 102,043
権利金償却 24,132	権利金償却 9,781
のれん償却費 116,149	のれん償却費 116,149

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 171,765千円	給料手当 254,761千円
賞与引当金繰入額 13,451	賞与引当金繰入額 20,104
退職給付引当金繰入額 3,004	退職給付引当金繰入額 3,858
役員退職慰労引当金繰入額 2,326	貸倒引当金繰入額 951
貸倒引当金繰入額 △533	減価償却費 14,817
減価償却費 11,615	ソフトウェア償却費 39,047
ソフトウェア償却費 34,849	権利金償却 215
権利金償却 7,406	のれん償却額 38,716
のれん償却費 38,716	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 529,140千円 預け金 137,201千円 計 666,341千円 拘束性のある預け金 8,273千円 現金及び現金同等物 658,068千円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,045,015千円 現金及び現金同等物 1,045,015千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 106,230株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 154,136千円
(親会社 111,776千円 連結子会社 42,360千円)

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年6月30日付で、資本準備金1,281,203千円のうち、892,313千円をその他資本剰余金に振り替え、さらにその他資本剰余金から892,313千円を繰越利益剰余金に振り替え欠損補填しております。また、平成21年8月に、メリルリンチ日本証券株式会社との間で締結しているエクイティ・コミットメント・ラインを使用し、同社による新株予約権行使により資金調達を行いました。この資金調達により、資本金及び資本準備金がそれぞれ311,151千円増加しております。その結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,171,582千円、資本準備金が700,041千円、利益剰余金が701,444千円となっています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

提出会社及び連結子会社は、インターネット関連事業を事業内容としており、販売形態から見て単一セグメントのため、記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (千円)	米国 (千円)	欧州 (千円)	韓国 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	210,044	288,408	415,752	96,858	1,011,063	—	1,011,063
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	61,761	57	—	214,224	276,043	△276,043	—
計	271,805	288,465	415,752	311,083	1,287,107	△276,043	1,011,063
営業利益又は営業損失 (△)	△57,979	24,564	108,487	135,995	211,067	7,700	218,767

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (千円)	米国 (千円)	欧州 (千円)	韓国 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	164,375	259,518	589,433	101,312	1,114,639	—	1,114,639
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	15,278	53	—	220,984	236,316	△236,316	—
計	179,653	259,572	589,433	322,297	1,350,956	△236,316	1,114,639
営業利益又は営業損失 (△)	△84,820	11,913	80,356	90,266	97,715	1,599	99,315

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (千円)	米国 (千円)	欧州 (千円)	韓国 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	608,413	991,887	1,190,471	286,246	3,077,019	—	3,077,019
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	128,538	185	—	647,109	775,833	△775,833	—
計	736,952	992,072	1,190,471	933,356	3,852,853	△775,833	3,077,019
営業利益又は営業損失 (△)	△215,730	32,445	345,662	318,327	480,704	39,198	519,903

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (千円)	米国 (千円)	欧州 (千円)	韓国 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	500,594	733,343	1,604,642	301,506	3,140,087	—	3,140,087
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	35,018	168	—	628,134	663,321	△663,321	—
計	535,612	733,512	1,604,642	929,640	3,803,408	△663,321	3,140,087
営業利益又は営業損失 (△)	△270,532	△43,366	313,695	297,373	297,169	△1,084	296,084

(注) 1. 国又は地域の区分については、連結会社の所在する国又は地域によっております。

2. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴い従来の方法によった場合に比べて、前第3四半期連結累計期間の営業利益が韓国で4,025千円減少しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	米国	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（千円）	288,384	382,610	130,000	800,996
II 連結売上高（千円）	—	—	—	1,011,063
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	28.5	37.8	12.8	79.2

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	米国	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（千円）	259,518	633,968	56,777	950,264
II 連結売上高（千円）	—	—	—	1,114,639
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	23.3	56.9	5.1	85.3

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	米国	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（千円）	991,813	1,103,705	373,012	2,468,531
II 連結売上高（千円）	—	—	—	3,077,019
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	32.2	35.8	12.1	80.2

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	米国	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（千円）	733,343	1,649,177	256,971	2,639,492
II 連結売上高（千円）	—	—	—	3,140,087
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	23.4	52.5	8.2	84.1

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度によっております。
2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
- (1) 米国・・・・・・・・アメリカ合衆国
 - (2) 欧州・・・・・・・・アイルランド
 - (3) アジア他・・・・・・・・韓国・中国・台湾・香港・フィリピン・タイ・チリ
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
4. オンラインゲーム事業に関する売上高は、パブリッシャーの所在する国又は地域別に集計しております。

(有価証券関係)

有価証券の当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 18,445千円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 30,574.01円	1株当たり純資産額 24,591.75円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 3,131.66円	1株当たり四半期純利益金額 1,352.71円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 3,091.74円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 1,338.85円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	294,429	137,689
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	294,429	137,689
期中平均株式数(株)	94,017	101,787
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,213.89	1,054
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1,333.79円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 731.38円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 728.03円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	131,018	77,695
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	131,018	77,695
期中平均株式数(株)	98,230	106,230
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	490
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望月明美 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼田敦士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月4日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望月明美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田敦士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【会社名】	株式会社ガーラ
【英訳名】	GALA INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 菊川 暁
【最高財務責任者の役職氏名】	グループCFO 櫻井 祐一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役グループCEO菊川暁及び当社グループCFO櫻井祐一は、当社の第17期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。